

○長野県手数料徴収条例（平成12年3月23日条例第2号）抜粋

59の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分		単位	金額		
(1) 法第3条第1項の規定による畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査	ア 当該申請に係る畜舎等の全部が法第3条第2項に規定する特例畜舎等（以下この項において「特例畜舎等」という。）である場合	1件	8,100円		
	イ ア以外の場合	(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関により作成された法第3条第3項第4号の規定に適合する畜舎建築利用計画であると認める旨の書類(以下この項において「適合証」という。)又はその写しが提出された場合	〃	8,100円	
		(イ) (ア)以外の場合	〃	210,000円	
(2) 法第4条第1項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 当該変更後の法第5条第1項に規定する認定畜舎等(以下この項において「認定畜舎等」という。)の全部が特例畜舎等である場合	〃	4,300円		
	イ ア以外の場合	(ア) 適合証又はその写しが提出された場合	〃	4,300円	
		(イ) (ア)以外の場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	〃	14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	〃	20,000円	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	〃	31,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	〃	54,000円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	71,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー	〃	100,000円	

			トル以内のもの		
			床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの	〃	210,000 円
(3)	法第 6 条第 2 項ただし書の規定による仮使用の認定の申請に対する審査			〃	120,000 円
(4)	法第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による認定計画実施者の地位の承継の認可の申請に対する審査			〃	8,100 円
(5)	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号）第 48 条第 2 項に規定する畜舎等の認定の申請に対する審査			〃	28,000 円

(備考) この項の(2)のイの(イ)の場合の床面積は、法第 4 条第 1 項の規定による変更後の畜舎建築利用計画に係る畜舎等で特例畜舎等でないものについて、次に掲げるところにより算定する。

- (1) 当該変更前の畜舎建築利用計画において特例畜舎等でない認定畜舎等については、当該変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
- (2) 当該変更前の畜舎建築利用計画において特例畜舎等である認定畜舎等及び当該変更後の畜舎建築利用計画において特例畜舎等でない畜舎等として新築されるものについては、当該畜舎等の床面積とする。